

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年1月6日（金）15時00分～15時50分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	3番	杉田恒雄
	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の認可について
報告事項 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告事項 第3号 農地の使用貸借権の解約について
報告事項 第4号 農地移動適正化あっせんの申出について
報告事項 第5号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	石井 良市
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	吉川 美保

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和5年第1回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、6番 石井委員、7番 安西委員 をお願いします。

なお、第4条及び第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から2について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 正木 西郷155番3、登記地目、現況地目、共に田で446㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、南房総市にお住いの77歳の方、譲受人は市内正木にお住いの67歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号2 所在地は 正木 西郷163番3、外2筆、登記地目、現況地目、共に田で合計4211㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、整理番号1同じ南房総市にお住いの77歳の方、譲受人は市内亀ヶ原にお住いの22歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

全ての案件について、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしており、該当しません

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の2ページ、整理番号1について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の2ページ 整理番号1について説明します。

所在地は 茂名 和田 617 番 1、登記地目、現況地目、共に田で 204 m²の案件です。

申請人は市内茂名にお住いの60歳の方です。

転用の事由及び施設は、申請地は実家に隣接していますが、実家は台風被害による復旧が残っており、崖条例による危険範囲であるため当該地が住宅建築に適しているため、議案第4号で審議していただく隣接する農地と併せて専用住宅を建築したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第4条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されてお

り、有りと判断します。

農地法第4条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第4条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年2月15日に着工し、令和5年6月30日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、専用住宅を建設するための申請になります。

8番委員、ご意見等ございますか。

8番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号1についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

資料の3ページ、整理番号1について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1、所在地は 下真倉 坂田川 566 番 1、外 6 筆、登記地目、田、現況地目、畑で合計 973 m²の所有権移転の案件です。

申請人は東京都荒川区にお住まいの 73 歳の方です。

転用の事由及び施設は、譲渡人は令和 3 年 5 月に建売分譲住宅 5 棟として許可を得ましたが、建築資材の高騰が続き断念せざるをえなくなったことにより、譲受人において収入の増加を図るため、新たに 2 棟の集合住宅を建てるため、計画変更しようとするものです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 5 年 3 月 31 日に工事着手し、令和 5 年 10 月 30 日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

よって、「計画変更承認可」と判断します。

説明は以上です。

議 長

整理番号 1 については、建売分譲住宅 5 棟を共同住宅 2 棟に変更するための申請になります。

7 番委員、ご意見等ございますか。

7 番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、議案番号 1 についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「計画変更承認可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画変更承認可相当とする者全員と認め、「計画変更承認可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第4議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の4ページ、整理番号1から2について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の4ページ 整理番号1については議案第3号 整理番号1で説明した内容と同じになりますので説明を省略させていただきます。

整理番号2 所在地は 茂名 和田 617 番 2、登記地目、現況地目、共に畑で 13 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内茂名にお住いの 60 歳の方です。議案第 2 号の方と同じ方です。

転用の事由及び施設は、申請地は実家に隣接していますが、実家は台風被害による復旧が残っており、崖条例による危険範囲であるため当該地が住宅建築に適しているため、議案第 4 号で審議していただく自己所有農地と併せて専用住宅を建築したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、令和 5 年 2 月 15 日に着工し、令和 5 年 6 月 30 日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます

農地法第 5 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号 1 については、共同住宅 2 棟を建設するための申請になります。

	7番委員、ご意見等ございますか。
7番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号2については、専用住宅を建設するための申請になります。
	8番委員、ご意見等ございますか。
8番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。
	質問、意見等無いようですので、整理番号1から2について一括してお諮りいたします。
	事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 (挙手全員)
	許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。
	つづきまして、議事日程第5議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 資料の5ページから7ページ、整理番号1から18について審議します。
主任主事	それでは、私の方から説明いたします。
	整理番号1 所在地は、那古 塩田 1761 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,333 m ² 、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 120 kg、10a

当たり 28 kgです。貸付者は那古にお住まいの方、借受者は江田の方です。設定の期間は令和5年2月1日から令和7年1月31日までの2年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、正木 上沼 2192 番 外 4 筆 地目は田で、合計面積 4,278 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米（玄米）120 kg、10a 当たり 28 kgです。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は江田の方です。設定の期間は令和5年2月1日から令和7年1月31日までの2年間で、新規設定です。

整理番号3 所在地は、上真倉 西小沼 2569 番 1 地目は田で、面積 1,620 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は上真倉にお住まいの方、借受者も上真倉の方です。設定の期間は令和5年2月1日から令和15年1月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号4 所在地は、上真倉 小川崎 2561 番 地目は田で、面積 2,236 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は上真倉にお住まいの方、借受者も上真倉の方です。設定の期間は令和5年2月1日から令和15年1月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、二子 三島寄 650 番 地目は田で、面積 2,406 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 75 kg、10a 当たり 31 kgです。貸付者は北条にお住まいの方、借受者は二子の方です。設定の期間は令和5年2月1日から令和8年1月31日までの3年間で、新規設定です。

整理番号6 所在地は、高井 下宮作 1571 番 1 地目は田で、面積 559 m²、賃貸借権の設定で、賃料は1等米（玄米）22 kg、10a 当たり 40 kgです。貸付者は千葉市にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和5年2月1日から令和12年1月31日までの7年間で、新規設定です。

整理番号7 所在地は、高井 前作 1609 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,387 m²、賃貸借権の設定で、賃料は1等米（玄米）175 kg、10a 当たり 40 kgです。貸付者は高井にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和5年2月1日から令和12年1月31日までの7年間で、新規設定です。

整理番号8 所在地は、稲 老之坪 1118 番 地目は田で、面積 1,533 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 30 kg、10a 当たり 20 kgです。貸付者は稲にお住まいの方、借受者も稲の方です。設定の期間は令和5年2月1日から令和10年1月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号 9 所在地は、正木 西郷 199 番 外 5 筆 地目は田で、合計面積 6,346 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 180 kg、10a 当たり 28 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和 5 年 2 月 1 日から令和 15 年 1 月 31 日までの 10 年で、再設定です。

整理番号 10 所在地は、正木 新田 4477 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,583 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 77 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和 5 年 2 月 1 日から令和 15 年 1 月 31 日までの 10 年間で、再設定です。

整理番号 11 所在地は、正木 新田 4521 番 地目は田で、面積 3,673 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 110 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和 5 年 2 月 1 日から令和 15 年 1 月 31 日までの 10 年間で、再設定です。

整理番号 12 所在地は、山本 溝合 224 番 2 外 1 筆 地目は畑・田で、合計面積 290 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 5,000 円、10a 当たり 17,241 円です。貸付者は北条、館山にお住まいの方の共有名義で、借受者は山本の方です。設定の期間は令和 5 年 2 月 1 日から令和 15 年 1 月 31 日までの 10 年間で、再設定です。

整理番号 13 所在地は、正木 新作 966 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,872 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 14,360 円、10a 当たり 5,000 円です。貸付者は銚子市にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 14 所在地は、那古 辻ノ前 1727 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,008 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 2.51 俵、10a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 15 所在地は、那古 辻ノ前 1729 番 地目は田で、面積 1,800 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 16 所在地は、那古 辻ノ前 1730 番 地目は田で、面積 977 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は那古にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 17 所在地は、那古 辻ノ前 1746 番 地目は田で、面積 1,262 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は千葉市にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 18 所在地は、菌 平池 958 番 地目は田で、面積 1,534 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 0.77 俵、10a 当たり 30 kg です。貸付者は菌にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

以上 18 案件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の 8 ページ、整理番号 1 から 6 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

引き続き、私の方から説明します。

まず、利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、令和 4 年 9 月及び 10 月の総会で、公益社団法人 千葉県園芸協会が所有者と貸借権の設定を行った農地について、受け手に転貸したものです。

それでは順に説明します。

整理番号1 所在地は、腰越 西 866 番 地目は畑で、面積 580 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が南房総市にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定されました。借受者は北条の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 11 月 24 日から令和 9 年 9 月 30 日までの約 4 年 10 ヶ月です。

整理番号2 所在地は、東長田 作 1332 番 地目は田で、面積 2,331 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が神奈川県横浜市にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 1.17 俵、10a 当たり 30 kg です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和 4 年 11 月 24 日から令和 9 年 9 月 30 日までの約 4 年 10 ヶ月です。

整理番号3 所在地は、東長田 坊川 1253 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,455 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が埼玉県新座市にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 12,000 円、10a 当たり 3,473 円です。借受者は作名の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 11 月 24 日から令和 9 年 9 月 30 日までの約 4 年 10 ヶ月です。

整理番号4 所在地は、湊 作ノ田 526 番 地目は田で、面積 320 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が湊にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 1,600 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和 4 年 12 月 14 日から令和 14 年 3 月 31 日までの約 9 年 4 ヶ月です。

整理番号5 所在地は、西長田 飛防 1318 番 地目は田で、面積 957 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が北条正木にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定されました。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和 4 年 12 月 14 日から令和 14 年 10 月 31 日までの約 9 年 11 ヶ月です。

整理番号6 所在地は、上野原 上仲井 514 番 地目は田で、面積 1,942 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が那古にお住まいの 2 名の共有名義の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 9,710 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和 4 年 12 月 14 日から令和 14 年 10 月 31 日までの約 9 年 11 ヶ月です。

説明は以上です。

議 長	説明が終わりました。何か不明な点がありますか。
	無いようですので、第1号の報告を終わります。
議 長	つづきまして、報告事項第2号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。
	資料の9ページ、整理番号1から2について、事務局より説明をお願いします。
主任主事	整理番号1 所在地は、二子 三島寄 650 番 地目は田で、面積 2,406 m ² につきて、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、高齢のためとのことです。
	整理番号2 所在地は、上野原 沓方 10 番 2 外 2 筆 地目は田で、合計面積 2,762 m ² につきて、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、他の耕作地と農作業のタイミングが合わないためとのことです。
	説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。何か不明な点がありますか。
	無いようですので、第2号の報告を終わります。
	つづきまして、「報告事項第3号 農地の使用貸借権の解約について」を報告します。
	資料の10ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。
主任主事	農地の使用貸借権の解約についてですが、本件は昭和53年に農地法第3条による使用貸借権の設定がなされている案件です。
	農地法第3条による使用貸借権の設定では、貸主が死亡した場合、使用貸借権は相続人に相続されることから、農地の使用貸借権の解約については、農地法上では特に規定はありませんが、法的な権利であることから、農業委員会へ通知してもらおうようにしております。
	資料の10ページ、整理番号1 所在地は 那古 辻ノ前 118 番 1 外 6 筆、登記地目、現況地目、共に田が 2751 m ² 、登記地目、現況地目、共に畑が 1760 m ² 、合計 4511 m ² です。
	届出者は市内正木にお住まいの方です。
	届出理由は、農地中間管理機構へ貸し付けるため解約したいとのことです。

	説明は以上です。
議長	説明が終わりました。何か、不明な点はありますか。 無いようですので、第3号の報告を終わります。 つづきまして、「報告事項第4号 農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。 資料の11ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。
主任主事	整理番号1 所在地は 宮城 嶋田9番2外1筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積は1927㎡です。 申出者は船橋市にお住まいの方です。 申出理由は、相続したが遠隔地に住んでおり、維持管理が困難なためとのことです。 説明は以上です。
議長	説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を2名指名します。 あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員2名をお願いすることになっておりますが、館山地区は農地利用最適化推進委員は1名ですので、整理番号1について、安西農業委員と石井推進委員をお願いします。 何か、不明な点はありますか。 無いようですので、第4号の報告を終わります。 つづきまして、「報告事項第5号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について」を報告します。 資料の12ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。
主任主事	廃土処理（公共事業施行）事業届出とは、公共事業施工者が自ら農地所有者と土地の貸借契約を結ぶ場合は、公共事業施工者が届け出ればよいこととなっております。 整理番号1 所在地は 二子 真野治郎191番2外1筆、登記地目、現況地目、共に田で申出面積は合計面積499㎡です。

届出者は館山市です。
申出理由は、市道 9052 号線道路改良工事施行による廃土を、申請地に搬入し、所有者は畑として使用することです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か、不明な点がありますか。

無いようですので、第 5 号の報告を終わります。

以上で、第 1 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 50 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

脚田 淳保

館山市農業委員会委員

石井 康博

館山市農業委員会委員

安西 純夫